

いちき串木野市立中学校部活動ガイドライン

～望ましい部活動の在り方を目指して～



【ガイドライン策定の趣旨】

中学校の部活動は、学校教育の一環として行われ、スポーツや文化・科学など、生徒がそれぞれの個性や能力を主体的な取組によって伸ばしたり、仲間と切磋琢磨しながら、励ましたり協力したりする中で、社会性や人間性を育む最も身近な活動の一つとして、長年実施されてきている。

一方、生徒は、運動部・文化部を問わず、連日又は長時間にわたる活動によって十分な休養が取れないため、学業との両立に悩んだり、疲弊したり、スポーツ障害を起こしたりするなど心身の健康を害するなどの課題も見られる。

また、顧問の約7割が未経験の部活動を担当していることや長時間勤務による多忙感が募るなど、改善すべき課題もある。

さらに、少子化の進展や社会環境の変化等により、教育に関わる課題が複雑化・多様化し、学校だけでは解決できない課題も増え、これまでの体制では部活動の維持が難しくなっている。

このような状況を踏まえ、スポーツ庁は、全国の生徒が各自のニーズに合ったスポーツ活動を行い、生涯スポーツに親しむことを基盤として、部活動が持続可能なものとなるために、運動部の在り方に関する総合的なガイドラインを策定した。(H30.3月)

そこで、本市は、スポーツ庁のガイドラインに則り、望ましい部活動のあるべき姿を明確にし、生徒や教職員等にとって魅力ある部活動となるための指針として、部活動の意義や目的、体制の整備、指導の在り方、休養日の設定などを規定して「いちき串木野市立中学校部活動ガイドライン」を策定した。

令和6年1月改訂
いちき串木野市教育委員会



◎ 改訂の経緯

いちき串木野市教育委員会（以下「教育委員会」という。）では、部活動の適切な運営に向けて、平成30年3月、スポーツ庁による「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」に則り、平成30年11月に「いちき串木野市立中学校部活動ガイドライン」を策定し、取組を進めてきた。

さらに、令和2年9月には、スポーツ庁から「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」において、学校の働き方改革を考慮した更なる部活動改革の推進を目指した提言が示され、令和4年12月には、スポーツ庁、文化庁から「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方に関する総合的なガイドライン」において、運動部活動及び文化部活動の地域移行に関する提言が示された。

この提言を踏まえて、本市では、将来にわたって子供たちがスポーツや文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保するとともに、学校の働き方改革を推進し、学校教育の質の向上につなげることを目的として、部活動の地域移行を段階的に進めつつ、本ガイドラインを改訂するものである。

◎ 部活動の位置付け

部活動は、学校教育の中で果たす意義や役割を踏まえ、学習指導要領では、「生徒の自主的・自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、学校や地域の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関連団体等との連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。」と明示され、位置付けている。

したがって、部活動は、本市や学校の教育目標や指針に則った運営・指導を行い、教育効果を高める活動として実施されなければならない。

1 部活動の意義及び目的

部活動は、心身の成長が著しい生徒が、自らの興味や関心等を深く追求し、それぞれの個性や能力を主体的な取組によって伸ばしたり、学年や学級の枠を超えて、仲間と切磋琢磨しながら励ましたり協力したりする中で、社会性や人間性を育むという人間形成に資するものである。

また、部活動は、中学校3年間だけではなく、生涯にわたってスポーツや文化に親しんだり、楽しんだりすることができる資質・能力の育成を目指している。そのため日常の練習において、大会やコンクール等の結果のみを目標にするのではなく、それに向けた一人一人の取組に目を向けた丁寧な指導が大切である。

2 適切な運営のための体制整備

(1) 各中学校における部活動に係る方針の策定【校長】

本ガイドラインに則り、校長は、学校の教育活動との関連を考慮し、毎年度「学校の部活動に係る活動方針」（部活動規定等）を策定し、学校だよりやホームページ等の掲載により公表するとともに、その運用を徹底する。

(2) 活動計画・実績報告【顧問】

顧問は、「学校の部活動に係る活動方針」に則り、指導計画や年間の活動計画（活動日、休養日、及び大会参加日等）及び毎月の活動計画、活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会参加日時等）を作成し、校長に提出する。

その際、顧問は、生徒の多様なニーズや意見を把握し、生徒の主体性を尊重して設定することが大切である。また、毎月の計画や大会・コンクール等の開催予定などを事前に生徒・保護者に伝える。

なお、出場する大会については、生徒や保護者、顧問の負担にならないよう精選し、決定することとする。

(3) 活動の指導及び是正【校長】

校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認により、適切な指導が行われているかを把握し、適宜、指導・是正を行う。また、毎学期の実績報告をまとめ教育委員会に報告する。

(4) 部活動外部指導員の活用【校長】

部活動外部指導員を活用するときは、生徒が安全で充実した指導が受けられるとともに、顧問の負担軽減が図られるよう顧問と部活動外部指導員との情報の共有と連絡や相談が不可欠であり、管理職とともに十分に連携を図る。

特に、学校行事による活動日や時間の変更などの連絡を確実に行う。

また、部活動外部指導員の役割を学校だけでなく、保護者に周知し理解を得る。

(5) 適正な指導者の配置と部活動の設置【校長】

校長は、生徒や教職員の数、部活動外部指導員の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教職員の長時間勤務の解消の観点から、円滑に部活動が実施できるよう、適正な指導者の配置と部活動の設置を行う。

また、部活動創設、休廃部並びに諸課題については、教職員や保護者等によって「部活動検討委員会」等を設置し、校長のリーダーシップのもと、組織的に解決が図られるようにする。

(6) 地域との連携【教育委員会・校長】

教育委員会及び校長は、部活動の地域移行に向けて、部活動環境の充実の観点から、学校や地域の実態に応じて、地域の人々の協力、社会教育施設の活用やスポーツ・文化芸術団体等との連携、保護者の理解と協力等による学校と地域が協働・融合した形での地域における持続可能な環境整備及び、部活動の段階的な地域移行に係る体制整備に努める。

3 適切な指導の実施

(1) 安全指導の徹底

ア 成長期の生徒の心身の健康管理

スポーツ医学等の見地から、練習効果を得るためには、休養を適切に取ることや、過度の練習が成長期の生徒のスポーツ障害・怪我のリスクを高めたり、バーンアウト（燃え尽き症候群）したりすることにつながることを理解する。また、女子の成長期における心と体の状態に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

イ 事故の防止

生徒は一人一人発達段階や体力、知識・技能の習得状況が異なることから、事前事後の健康チェックや活動中の健康観察を行い、無理のない活動となるよう留意する。

特に、十分に慣れていない1年生や定期試験後、長期休養日後の活動については注視する。また、気象状況による危機管理をはじめ、熱中症や頭頸部の事故等を未然に防止できるよう知識を深め、事故が起こった場合の対処法や救急体制の確立を図る。

ウ 体罰・暴言・ハラスメントの根絶

指導に当たっては、体罰はもとより、生徒の人間性や人格の尊厳を損ねたり否定したりするような発言や行為は許されない。体罰等を厳しい指導と正当化することは誤りであり、決して許されないことものであるとの認識を全ての部活動指導者がもち、体罰等を行わないようにする取組を機会あるごとに行うことが必要である。

また、保護者も同様の認識をもつことが重要であり、校長や顧問等が積極的に説明

- し、理解を得られるようにする。
- エ 施設・設備・用具の安全点検の実施
施設・設備・用具の定期的な安全点検を実施し、常に安全を確認する。
また、生徒自身が安全に関する知識や技能を身に付け、積極的に自分や他人の安全を確保することができるように指導する。
- オ 校外での活動について
大会をはじめ、コンクール、練習試合への参加など校外で活動する場合は、実施日や場所、参加人員、引率方法など、必ず事前に校長の承認を得る必要がある。
また、対外試合等による校外への移動については、公的交通機関（貸切バス、タクシー等含む）を利用する。交通費を徴収する場合は、収支決算を明らかにし、保護者に報告する。
なお、集合及び解散場所は原則として校区内とし、顧問等が引率する。
対外試合等の移動で、教職員及び保護者の自家用車での生徒の送迎は行わないこと。
- カ 週休日や祝日の練習（練習試合、大会出場含）について
合計で年間50回程度を上限とする（内、参加できる大会は、原則月1回程度とし、長期の休養期間（オフシーズン）等を考慮し、最大で10回までとする。）。

（2）効果的な指導

- ア 生徒の自主的・自発的な活動の実践
指導者からの一方向からの指導でなく、生徒が自分の目標や課題、部活動内での役割を自ら設定し、その達成・解決に向けて必要な取組を考え、実践できるように支援する。また、試合等への参加についても生徒の意思を尊重し、競技志向でない生徒の活動についても理解することが大切である。
- イ 特別支援教育の視点を生かした指導
部員の中には多様な特性のある生徒がおり、練習や試合等で困り感が解消されずに失敗や注意ばかり受けてつらい思いをすることがある。生徒の困り感を理解し、組織的で丁寧な指導を行う。
- ウ 短時間で効果的な指導の実践
各競技種目や活動の特性を踏まえた科学的、合理的な内容、指導方法による実効性のある指導を積極的に取り入れ、生徒が短時間に集中して取り組めるようにする。
- エ 適切な休養日の設定
成長期の生徒が、運動、休養、睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、スポーツ医学・科学の観点からジュニア期における活動時間の研究や顧問の超過勤務時間解消の観点を踏まえ、以下の基準とする。
- （ア）週当たり2日以上休養日を設ける。
平日に少なくとも1日は休養日とする。週休日等は、休養日とし、活動を行う場合は少なくとも1日以上は休養日とし、事前に保護者の同意を得て、校長が許可する。
なお、週休日等に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。
- （イ）長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。長期休業の趣旨を踏まえ、家庭や地域で過ごす機会を確保し、少なくとも休業中には1週間以上まとまった休養日を設定する。
- （ウ）1日の活動時間は、平日では2時間以内、休業日では3時間以内とする。ただし、練習試合等の場合は、校長が許可した場合のみ認めることとし、生徒や顧問の過度の負担にならないよう十分に配慮し、計画的に実施する。
- （エ）始業前の早朝練習については、生徒の健康面・安全面や家庭への負担がかかるこ

とや、顧問の多忙化等を招くことから原則行わないものとする。ただし、学校施設や活動時間に課題があるなど特段の事情があり、顧問から申し出があった場合は、事前に保護者の同意を得て、校長が期間を定めて許可する。

4 教育委員会の取組

(1) ガイドラインの検証

ア ガイドラインにより、各中学校の部活動が休養日や活動時間等において適切に実施されているかを把握し、教育委員会が定期的に指導や是正を行う。

イ 学校運営協議会（コミュニティスクール）等で、部活動の地域移行に関する体制及び、適切で効果的な部活動の在り方について協議させ、適宜ガイドラインの見直しを行う。

特に、休養日等の設定や休日の指導体制の在り方について検討を行うとともに、年間に参加する大会等についても精査する。

(2) 諸課題への対応

ア 部活動の地域移行に関する体制整備

イ 部活動のための区域外通学への配慮

ウ 合同部活動への支援

エ 安全な部活動の実施への支援